

学校法人岐阜済美学院 中部学院大学・中部学院大学短期大学部
ガバナンス・コード 点検状況

本学院は、時代に変化に対応した大学・短大づくりを進めるため、適切なガバナンスを確保することを目指し、『学校法人 岐阜済美学院 中部学院大学・中部学院大学短期大学部ガバナンスコード』を日本私立大学協会が策定した「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」に準拠し、制定しました。この度、本学「ガバナンス・コード」の点検を行いましたので公表いたします。

判定(記号)について
 対応している ○
 対応を検討している ■
 対応は行わない計画である ×

内容	判定	点検状況	備考
第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重			
1-1 建学の精神			
(1) 建学の精神	○	HPに掲載するとともに、教職員・学生に対しては、チャペルアワーやキリスト教研修会への出席を奨励する等、建学の精神を深める機会を設けている。また、仕事始め式における理事長挨拶では「建学の精神の理解と具現化」が掲げられ、教職員に共有されている。	【建学の精神】 https://www.chubu-gu.ac.jp/about/
(2) 建学の精神に基づく人材像	○	第2期中期計画の他、ホームページや大学案内にも掲載し、本学のミッションとして、教職員や学生にも共有されている。	・第2期中期計画 ・大学案内
1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命)			
(1) 建学の精神、理念に基づく教育目的等	○	大学学則、大学院学則及び短期大学学則に定めており、ホームページにも公表している。教育目的及び研究目的は、大学等の基幹概念となっている。教育目的等に関しては、毎年度定期的に自己点検・評価活動により点検評価を行い、7年度大学においては、大学基準協会、短大においては短期大学基準協会に外部評価を受けている。	・大学学則第1条及び第3条 ・大学院学則第1条及び第5条 ・短期大学学則第1条及び第2条 【学則】※1 https://www.chubu-gu.ac.jp/disclosure/eduinfo/ 【第三者評価】※2 https://www.chubu-gu.ac.jp/disclosure/accr/credit/
(2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて	○	2015年度に『第1期中期計画』(5ヶ年)を定めた。また、2020年度からは6ヶ年計画である『第2期中期計画』を策定している。中期計画は、経営会議等において点検し、必要に応じて修正(加筆・削除)等している。なお、中期計画は、学内システムにて閲覧でき、教職員がいつでも確認出来る状態になっている。また、財務状況の予測を財務課が定期的に行っており、経営会議を経て、理事会及び評議員会へ報告を行っている。このような取組で、財政的な裏付けのある中期計画の実現に努めている。	・第1期中期計画(2015～2019) ・第2期中期計画(2020～2025)
(3) 私立大学の社会的責任等	○	第2期中期計画において社会的使命の具体的な内容を記載している。社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自己点検・評価活動として7年度に外部評価を受け、その結果をホームページで公表している。また、学院の財務状況については、ホームページ上で公開している他、学院内の教職員に対しては、財務状況に関する説明会(SD研修)を行っている。また、教職員の男女比の適正化や障害のある教職員の雇用を行っている。	・第2期中期計画200 ・※2

	内容	判定	点検状況	備考	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）					
2-1 理事会	(1) 理事会の役割 ①意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督します。 ②理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を学校法人岐阜経済学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。 ③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。 ④学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当業務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。 ⑤実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。 ⑥役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。 ⑦役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者に連帯して責任を負います。 ⑧役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。 ⑨理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。		○	寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、下記のとおり適切な運営に努めている。 ア) 議事録には、互選された理事2名と出席した監事の署名を頂き、保管している。 イ) 欠席した理事に関しては、事前に議案を送付し、ご意見を頂いている。 ウ) 会議体として、法人においては、理事会、評議員会、経営会議を置き、大学においては、学長副学長会議、大学評議会、教授会等を置いている。 エ) 学長は、5月の理事会及び評議員会にて、前年度の事業報告を3月には翌年度の事業計画を説明している。 オ) 議事資料を予め理事へ郵送するなど、審議に必要な時間を十分に確保している。 カ) 理事の善管注意義務及び賠償責任義務は寄附行為に明記されており、損害賠償責任の減免規定と損害賠償責任保険加入により、責任が過重にならないようにしている。 【理事会開催実績 5/30・9/26・12/20・3/18】	・寄附行為第6条、6条の2 ・寄附行為第11条の4、11条の5 ・寄附行為施行細則24条 ・事務組織規程 【寄附行為】※3 https://gfuseibigakuin.jp/dt/slosure/
2-2 理事	(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 ①理事長は、この法人を代表し、その業務を総理します。 ②理事長を補佐する理事として、常勤する理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。 ③理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。 ④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。 ⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。 ⑦学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行うおそれがあるときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。 ⑧教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。 ⑨教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。 (2) 学内理事の役割 ①複数の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。 ②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活性化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。 ③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分にを行います。 (3) 外部理事の役割 ①学内理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活性化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。 ②外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分にを行います。 (4) 理事への研修機会の提供と充実 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実にも努めます。		○	寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、適切な運営に努めている。 理事長を含め5名の常勤理事を置き、代理権限順位を規程に明記している。 理事の善管注意義務及び賠償責任義務は寄附行為に明記されており、損害賠償責任の減免規定と損害賠償責任保険加入により、責任が過重にならないようにしている。 教職員としての理事を3名選任している。 理事の選任は、寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、適切な運営に努めている。 寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、適切な運営に努めている。 外部理事は8人で構成し、事前に議事資料を郵送している。 学院本部より私立大学協会が主催する研修会等、必要な情報提供を行っている。また、理事の研修機会が確保されるように予算措置を講じている。 ・寄附行為第7条 ・寄附行為第11条の3、11条の4、11条の5 ・寄附行為施行細則18条 ・※3	
2-3 監事	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について ①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ②監事は、その責務を果たすため、寄附行為及び学校法人岐阜経済学院監事監査規程（以下「監事監査規程」という。）に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。 ③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。 ④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。 ⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。 (2) 監事の選任 ①監事の独立性を確保する観点から、監事の選任にあたっては、この法人の理事、職員（学長、校長、副長、教員その他の職員を含む、以下同じ。）・評議員又は役員に配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者を候補者とします。 ②監事は2名置くこととします。 ③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。 (3) 監事監査基準 ①監査機能の強化のため、監事監査規程を作成します。 ②監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。 ③監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成するよう努め、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。 (4) 監事業務を支援するための体制整備 ①監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。 ②監事機能の強化の観点から毎年度、監査方針・監査計画等を定める機会を設けます。 ③監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実にも努めます。 ④学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分にを行うための監事サポート体制を整えます。 ⑤その他、監事の業務を支援するための体制整備にも努めます。 (5) 常勤監事の設置 監事の監査機能の充実、向上のため、常勤する監事の設置に努めます。		○	寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、適切な運営に努めている。 監事は、理事会や評議員会に出席し、議事録署名をしている。 また、監事の善管注意義務及び賠償責任義務は寄附行為に明記されており、損害賠償責任の減免規定と損害賠償責任保険加入により、責任が過重にならないようにしている。 寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、適切な運営に努めている。また、適任者の選任に向けては、学院本部が主管して情報収集を行う等、必要な措置を講じている。 現在は、監事2名で構成している。 監事監査規程等、関係規程を定めた上で、適切に監査を実施している。なお、監事の監査計画については、毎年度、監事と学院本部が協議して、適切に定めている。また、毎年度、監査結果を理事会及び評議員会にて報告している。 毎年度、監事会（監事、監査室長、学院本部による連絡会）を実施する等、監査業務を支援する体制・機会を整備している。また、監事は、文科省の研修会にも参加している。 【監事・監査室長連絡会開催実績 4/26・5/17・5/25・11/29】 監事の監査機能の充実、向上のため常勤する監事の設置に努めることとしている。現在は、非常勤監事2名を選任している。	・寄附行為第10条 ・寄附行為第11条の5 ・監事監査規程 ・※3 ・寄附行為第5条 ・寄附行為第10条 ・寄附行為第11条 ・※3 ・監事監査規程 ・監査計画 ・監査報告書 ・監事・監査室長連絡会議 ・監事研修会（文科省）
2-4 評議員会	(1) 諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。 ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び基本財産（当該会計年度及び運用財産中の不動産及び積立金の処分） ④役員に対する報酬等（報酬、賞その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準 ⑤予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑥寄附行為の変更 ⑦合併 ⑧目的たる事業の成功の不能に因る解散 ⑨解散（合併又は破産に因る解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定 ⑩寄附金品の募集に関する事項 ⑪剰余金の処分に関する事項 ⑫寄附行為の施行細則に関する事項 ⑬収益事業に関する重要事項 ⑭その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項		○	寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、諮問機関としての役割が果たされるように必要な整備を行っている。 具体的には、 ア) 予算及び事業計画は、毎年度3月の評議員会にて議決している。 イ) 事業に関する中期的な計画は、計画内容に変更がある度に、評議員会で意見を聴いている。 ウ) 役員に対する報酬等の支給基準や寄附行為の変更に関しては、改正の際、評議員会で意見を聴いている。 エ) その他の事項も、必要に応じ評議員会にて意見を聴いている。 【評議員会開催実績 5/30・3/18】	・寄附行為第13条 ・※3

	内容	判定	点検状況	備考
	(2) 評議員から意見を引出す議事運営方法の改善に努めます。 (2) 評議員から意見を引出す議事運営方法の改善に努めます。	○	評議員から意見を引出すため、議事資料を予め評議員へ郵送し、報告・説明する等、議事進行、事前の議事運営方法の改善に努めている。	・寄附行為第12条 ※3
	(3) 評議員は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。 (3) 評議員は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	評議員に対しては、理事と同様に全ての会議資料を開示し、評議員からの意見を聴取している。また、評議員が必要な報告を聴取することができるよう適切に評議員会の議事を運営している。	・寄附行為第13条の2 ※3
	(4) 評議員は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。 (4) 評議員は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	理事長が当該監事の資質や専門性について十分に検討し、その内容を評議員会に対して、説明を行ったうえ、評議員会の同意の下、監事を選任している。なお、事務取扱等は、学院本部で主管している。	・寄附行為第10条 ※3
2-5 評議員	(1) 評議員の選任 ①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。 ②評議員となる者は、次に掲げる者として選任する。 ア 理事のうちから理事会において選任された者（第9条第2号に掲げる理事を除く。） イ この法人の職員のうちから理事会において選任された者 ウ この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任された者 エ 学識経験者のうちから理事会において選任された者 ③学校法人の業務若しくは財産状況又は役員業務執行について、意見を述べ若しくは諮問に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。 ④評議員の選任方法は、各選出区分により理事会が選任する扱いとしています。 (2) 評議員への研修機会の提供と充実 ①学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後をサポートを十分に行います。 ②学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、評議員を選任している。理事13名に対し、評議員27名を選任している。（ア8名、イ6名、ウ4名、エ9名）	・寄附行為第6条の2 ・寄附行為第14条 ※3
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）				
3-1 学長	(1) 学長の責務（役割・職務範囲） ①中部学院大学学長は、中部学院大学学則第1条に掲げる「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術・技能を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界平和と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成する。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統括します。 ②中部学院大学短期大学部学長は、中部学院大学短期大学部学則第1条に掲げる「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教精神による人格教育を基盤として、広く一般教養として必要な知識を授けるとともに、深く実践に役立つ専門の学芸を教授・研究し、清らかな人格と高い教養、豊かな情操を養い、よりよき社会人としての人間形成を行なう」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統括します。 ③学長は、理事会から委任された権限を行使します。 ④所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○	寄附行為、寄附行為施行細則、大学学則、短期大学部学則及び関係規程等において必要な事項を定め、学長の責務を明確化している。 また、学長は、理事会から委任された権限を行使し、適切な大学運営を行い教職員にも中期的な計画等を十分に理解できるよう周知や共有を図っている。 なお、学長の選考は、学長選考規程に基づき、適切に人選している。	・寄附行為施行細則第24条及び別表 ・学長選考規程
	(2) 学長補佐体制（副学長・学部長・学長補佐の役割） ①大学及び短期大学に副学長を置くことができるようにしており、学校法人岐阜音楽芸術学院寄附行為施行細則（以下「寄附行為施行細則」という。）において「副学長は、教授をもって充て、大学又は短期大学の運営全般に関して学長を助け、命を受けて任務をつかさどり、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う。」としています。その職務については寄附行為施行細則に定めています。 ②学部長の役割については、寄附行為施行細則において「学部長は、学長の命を受け、その学部を統括管理し、学長を補佐する。」としています。 ③大学及び短期大学に必要と認めるときは学長補佐を置くことができるとしており、寄附行為施行細則において「学長補佐は、学長の命を受け、学長を補佐する。」としています。	○	寄附行為、寄附行為施行細則、教育管理職員等選任規程において必要な事項を定め、副学長、学部長、学長補佐の責務を明確化している。 具体的には、副学長は大学に2名、短大に1名置いている。また、全ての学部には学部長を置き、さらに2名の学長補佐（1名は特命）を置いている。	・寄附行為施行細則第10条～第10条の7 ・教育管理職員等選任規程
3-2 教授会	(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係） 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については中部学院大学学則及び中部学院大学短期大学部学則に定められています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べ得る機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	○	大学学則、短期大学部学則及び教授会運営規程により教授会の役割を定め、適切に運営している。 なお、「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べ得る機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではない旨」を学校教育法の改正前より定めている。	・大学学則第55条及び第56条 ・短大学則第35条及び36条 ・教授会運営規程 ※1
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）				
4-1 学生に対して	(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ①学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） ②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。 ③ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	○	学部・学科ごとに3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、ホームページや学生に配布する冊子等において、その周知と理解に努めている。また、各学科会議や教育改革委員会等において3つの方針（ポリシー）を定期的に点検することとしている。	HPの学部・学科紹介
	(1) 教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	○	学内の会議や多くの委員会には教員と事務職員が共に参加するなど、教職協働体制を確保しています。また、教職協働によるプロジェクト型業務を推奨し、教職協働を推進している。	・大学学則第2条の3 ・短大学則第1条の4 ・組織運営体制一覧 ※1
4-2 教職員等に対して	(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD ①ボード・ディベロップメント：BD ア 常勤する理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示する取組を整備していきます。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。 ②ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のともにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。 ③スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	○	BDについては、理事・監事に対し、中期計画や毎年度の事業計画及び事業報告について各機関の長より、情報提供を行い、監事は、毎年度5月の理事会及び評議員会にて監事より監査報告を行っている。 毎年度、FD及びSDの実施計画を定め、FD研修及びSD研修を適切に実施している。SD研修については、学内だけでなく、協定大学と共同で実施する機会も設け、意見交換等を行っている。 【SD研修実施実績 6/21・9/13・12/12・12/19】 【FD研修実施実績 9/27・3/14】	・事業計画及び事業報告 ・スタッフ・ディベロップメント研修規程 ・ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 ・FD研修会開催案内 ・SD研修スケジュール

内容		判定	点検状況	備考
4-3 社会に対して	(1) 認証評価及び自己点検・評価	<p>①認証評価 平成18(2004)年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受け、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。</p> <p>②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。</p> <p>③学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。</p>	<p>大学においては、大学基準協会より2010(平成22)年度に2回目、2017(平成29)年度に3回目の認証評価を受け、いずれも基準に適合しているとの認定を受けた。</p> <p>また、短期大学部においては、短期大学基準協会より2013(平成25)年度に2回目、さらに2020(令和2)年度に3回目の認証評価を受け、いずれも基準に適合しているとの認定を受けた。また、自己点検・評価報告書は、ホームページ等を通じて社会に公表している。</p>	・※2
	(2) 社会貢献・地域連携	<p>①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。</p> <p>②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学・官学等の結節点として機能します。</p> <p>③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。</p> <p>④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と被災活動に取り組めます。</p> <p>⑤環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。</p>	<p>第2期中期計画において「地域連携」は、中核的な目標として定めている。本計画を受け、学内に地域連携推進センターや事務局の地域産学・連携課を置き、社会貢献・地域連携に努めている。</p> <p>具体的には、自治体との連携・委託事業に取り組む他、シテカレッジ(関・各務原)を開校し、多種・多様な生涯学習講座を開講している。</p> <p>また、附属図書館を地域に開放している他、人間福祉相談センターでは、心理的ケアが必要な地域住民の相談事業を行っている。</p> <p>さらに、地域で生活する子どもやその保護者を支援する施設として子ども家庭支援センター(ラルーア)を開校している。</p> <p>なお、2021年10月に「中部学院大学×SDGs2030vision宣言」を行い、SDGsへの対応を図っている</p>	<p>・第2期中期計画</p> <p>・地域連携推進センター設置規程</p> <p>・SDGs宣言</p>
4-4 危機管理及び法令遵守	(1) 危機管理のための体制整備	<p>①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。</p> <p>ア 大規模災害 イ 不祥事(ハラスメント、公的研究費不正使用等)</p> <p>②災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。</p> <p>イ 学生・生徒等の安全安心対策 ウ 減災・防災対策 エ ハラスメント防止対策 オ 情報セキュリティ対策 カ その他のリスク防止対策</p> <p>③事業継続計画の策定に取り組めます。</p>	<p>大規模災害に関しては、災害対策マニュアルを整備し、定期的に訓練も行っている。</p> <p>情報セキュリティに関しては、総合研究センター内にICTセキュリティ部会を置き、ICTセキュリティに関する体制を整備している。また、ハラスメントに関しては、ハラスメント防止委員会を置き、必要な施策を推進している。</p>	<p>・災害対策マニュアル</p> <p>・情報通信ネットワーク管理規程</p> <p>・ハラスメント防止等に関する規程</p>
	(2) 法令遵守のための体制整備	<p>①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程(以下、法令等という。)を遵守するよう組織的に取り組めます。</p> <p>②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。</p>	<p>法令遵守のための通報窓口を学院本部内に置き、必要な規程を整備している。また、教職員が学内のグループウェアを通して、規則・規程等の閲覧ができる環境を整備している。さらに、公的研究費等に関わる不正行為等における通報窓口を設置している。</p>	<p>・公益通報等に関する規程</p> <p>・グループウェア</p>
第5章 透明性の確保(情報公開)				
5-1 情報公開の充実	(1) 法令上の情報公表	<p>公表すべき事項は学校教育法施行規則(第172条第2項)、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。</p> <p>①教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) ウ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) エ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー) オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学科等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力</p> <p>②学校法人に関する情報公表 ア 財産目録、貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く) オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書</p>	<p>学校教育法施行規則等の法令に基づく情報公開に関しては、大学及び法人のホームページ等を通して、情報発信をしています。</p>	<p>【中部学院大学 情報公開】 https://www.chubu-gu.ac.jp/disclosure/</p> <p>【岐阜済美学院 情報公開】 https://gifuiseigakuin.jp/disclosure/</p>
	(2) 自主的な情報公開	<p>法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。</p> <p>①教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産官連携</p> <p>②学校法人に関する情報公開 ア 中期的な計画 イ 経営改善計画 ウ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報</p>	<p>法律上公開が定められていない情報についても、ホームページ等を通して、積極的に情報公開を行っている。</p>	<p>【連携・協定先一覧】 https://www.chubu-gu.ac.jp/cooperation/listchiki/ https://www.chubu-gu.ac.jp/cooperation/listkagai/</p>
	(3) 情報公開の工夫等	<p>①上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、附属図書館等に備え置き、請求があれば閲覧に供します。</p> <p>②情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。</p> <p>③公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。</p> <p>④公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。</p>	<p>情報公開に関しては、本学ホームページの他、大学ポータルや附属図書館における閲覧体制を整備している。</p> <p>また、定期的に岐阜済美学院報(学院報)等、刊物等を発行している。</p> <p>さらに、「岐阜済美学院の特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を定めている他、大学・短期大学部においては「個人情報保護に関するICTガイドブック」を定め、関係する全ての教職員への周知を図っている。</p>	<p>【大学広報】 https://www.chubu-gu.ac.jp/pr/</p> <p>・特定個人情報等の取扱いに関する基本方針</p> <p>・個人情報保護に関するICTガイドブック</p>